

平成 29 年度第 2 回岡崎市都市計画審議会議事録

1 会議の日時 平成 29 年 7 月 31 日（月） 午後 1 時 30 分

2 会議の場所 岡崎市役所 東庁舎 2 階 大会議室

3 会議の議題

- (1) 第 3 号議案「西三河都市計画緑地の変更について」
- (2) 報告第 1 号「長期未整備都市計画公園 対処方針について」
- (3) 報告第 2 号「立地適正化計画の検討状況について」

4 会議に出席した委員（13 名）

学識経験者 小川 英明
学識経験者 松本 幸正
学識経験者 宇野 勇治
学識経験者 小久井 正秋
岡崎市議会議員 鈴木 雅子
岡崎市議会議員 小木曾 智洋
岡崎市議会議員 江村 力
岡崎市議会議員 畔柳 敏彦
岡崎市議会議員 加藤 学
愛知県岡崎警察署長（代理）交通課 春田 尚宏
愛知県西三河建設事務所長 山田 和久
市の住民 石井 美紀
市の住民 齋尾 裕史

5 説明者

都市整備部公園緑地課長 横山 晴男
都市整備部都市計画課長 新井 正徳

6 開会宣言及び議事録署名委員の指名

議長（小川会長）が開会の宣言をした後、岡崎市都市計画審議会運営規程第 9 条第 1 項の規定により、宇野委員及び加藤委員を議事録署名委員に指名した。

7 会議の公開の可否に関する確認

本日の会議について、事務局（鈴木都市整備部都市計画課総務係係長）から、岡崎市都市計画審議会運営規程及び岡崎市情報公開条例における会議の公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨提案したところ、全会一致で承認された。

8 第 3 号議案「西三河都市計画緑地の変更について」（説明）

議長が第3号議案に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局（横山公園緑地課長）から説明した。

- (1) 資料の確認
- (2) 緑地の概要
- (3) 区域変更理由について
- (4) 区域変更箇所について
- (5) 地元説明会実施結果
- (6) 縦覧結果報告
- (7) 今後の手続きについて

9 第3号議案「西三河都市計画緑地の変更について」（質疑）

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

加藤委員：

六名緑地右岸を乙川河川緑地に編入するということであるが、六名緑地のままでも整備は進められると思うが、乙川河川緑地に編入して整備を進めるメリットは何か。また、六名緑地の左岸側の整備については、乙川河川整備計画との関連でまだ整備の見通しが立っていないと聞いているが、今回、乙川河川緑地に編入して整備を進めようとしている六名緑地右岸の乙川河川整備計画との関連はどのようになっているか。

事務局（藤城公園緑地課計画係係長）：

現在、乙川河川緑地の右岸側については、桜まつりや藤まつりなどのイベント時に渋滞が発生するとか、テニスコートが老朽化しているとか、乙川リバーフロント地区整備事業が進捗しているなどの状況も含め、地元からも整備を進めたほうが良いとの声をいただいていること、愛知県の公園管理部局や河川管理者との協議においても機能性やネットワークの形成の観点から乙川河川緑地と一体的に整備することについてのアドバイスももらっている。また、六名緑地左岸の河川整備の状況については、現在、上流部の暫定改修を優先しておこなっており、六名緑地左岸のある下流部分の本格改修にはまだ時間がかかると聞いている。

小木曾委員：

先ほど説明の中で、地元への影響について説明をおこなったということであったが、実際どのような影響があるのか。また、長期未整備部分がある岡崎公園の整備計画にも影響があるのか。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

乙川河川緑地の右岸側については、地元から整備要望をいただいている。今回この計画平面図にもあるように遊具を設置したり、グランドゴルフができるような広場を整備していきたい。これに対し、左岸側については、現在のところ地元からの要望はいただけない。整備という観点からもまだ先になることから、昭和43年時の都市計画の計画平面図を踏襲してイメージ図を描いている。また、岡崎公園との関係については、次の議題（報

告第1号)に関係するものであるが、これは都市計画決定してから20年以上経つ公園についての方向性の考えを示したものであり、実際にどのような方向性に位置付けていくかは今後の議論によることになるが、今すぐにこの長期未整備公園の対処方針と結びつくものではない。今回は、あくまで岡崎公園前駅や中岡崎駅から岡崎公園へ抜けるネットワークの観点などから乙川河川緑地に編入して整備を進めていくものである。

江村委員：

回遊性の向上以外に変更することのメリットはあるか。また、計画区域内に個人の地権者がいると思われるが、個人の地権者の人数と面積は。また、地権者との協議の内容はどのようなものがあつたか。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

メリットのひとつとして、変更することによる名称のわかりやすさがあげられる。六名地区に接している左岸側は六名緑地として残し、乙川河川緑地と隣接し臨時駐車場やテニスコートなどとの連続性もある右岸側については乙川河川緑地に編入することで名称としても分かりやすくなる。また、右岸部分の私有地の面積としてはおよそ1ヘクタールから1.5ヘクタール程度、地権者数は10名程度である。左岸部分の私有地の面積としてはおよそ10～11ヘクタール程度、地権者数については30～40名程度と認識している。地権者との話し合いにおいては、いつまで耕作ができるのかというような質問は若干あつたが、整備することについての反対意見は特になかつた。整備に期待する声があつたことも事実である。

畔柳委員：

地元要望により遊具等を設置することであるが、河川敷に遊具等を設置することについて河川法的にクリアできるのか。また、整備後の公園は誰が管理するのか。地元で管理することになった場合は、今後高齢者が増加する中で、これだけの面積の公園を管理するのは大変ではないか。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

現在、河川管理者である愛知県と断続的に協議をおこなっている。今のところ、健康遊具や子ども向けの遊具で高さとしては1メートル未満に収まるものなどを考えている。また、公園の管理については、街区公園等と違い、臨時駐車場としての運用も考えているなど非常に特殊な公園であることから、地元による管理は難しいと考えている。他方、ランドゴルフなどで利用したいというような意見もあるなかで、管理の手法については、エリアや時期等も含め柔軟に考えていきたい。最初に申し上げたとおり、河川における法令等のルールが厳しいことから、どのようなものを設置できるのか、どのような施設を作ることができるのかを明確にした上で、地元と協議していきたい。

鈴木委員：

六名緑地の右岸側を乙川河川緑地に編入することで駐車場が300台程度増えることが最大のメリットであると思うが、なぜこれが渋滞解消の手立てになるのか。耕作者の中には

この場所が都市計画決定された緑地だと知らずに耕作を続けていた方もいると思うが、今後、買収を進めるにしても借地で整備するにしても、この土地での耕作はもう2度とできないという立場での意見はなかったか。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

現状、大規模イベント時においては、臨時駐車場に下りていくスロープから国道1号線まで車列が連なるような状況であり、臨時駐車場の駐車台数を大幅に増やすことと堤防道路から河川敷への新たな動線としてのスロープを整備することによって渋滞の緩和に繋がると考えている。また、耕作者からの意見について、右岸側については、耕作者と地権者が必ずしも一致しておらず、耕作者からは特に反対の声はいただいている。左岸側については、地権者と耕作者が比較的一致しているが、この場所はそもそも都市計画決定されている場所であることについての説明に対し、ご理解いただいております。特に反対はない状況である。

鈴木委員：

耕作者からは特に反対はなかったということだが、地権者からは反対の声はなかったか。また、計画図によると幼児用の遊具の位置が住宅地から一番離れた場所に配置されていると思われるが、この位置を変更することは可能か。それと、この整備を進めることにより駐車場がおよそ300台増えることになると思われるが、これで岡崎城周辺の駐車場不足が解消されると考えているか。あと、左岸側については、六名ポンプ場の導水路の用地として一部を市が買収しているのではないかと思うが、土地の利用価値の観点などにより、地権者から市に対して土地の買取り要望がなかったか。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

左岸側については、先ほど申し上げたとおり耕作者と地権者が比較的一致しており、将来的には整備されるもののまだ当分先のことであるため、当面は耕作が続けられるということで安堵する声があった。右岸側については、地権者が自ら耕作している土地が1筆しかなく、この方からはいつまで耕作ができるのかということについて気にする声をいただいたが、それ以外の地権者の方からは特に反対はなかった。幼児用の遊具の設置位置については、地元からの意見も踏まえ、幼児用の遊具を利用する世代が多く住むと思われるアパートやマンションなどが多く建つ国道248号線から西側の部分に配置したものであるが、この計画図はあくまで参考図であり、位置の変更については柔軟に対応していきたい。駐車場の台数については、現在の桜まつりの時期における明神橋公園駐車場の利用状況を見ても満車になることは少なく、また、民間駐車場を利用する層も一定程度あることが予想されることから、今回これだけの台数増により駐車場需要には対応できるものと考えている。また、左岸側の土地について、市に買い取ってほしいなどの意見は特になかった。

鈴木委員：

先ほど、右岸側の地権者が10名ほどみえるとのことであったが、他の9名の地権者にはまだ話をしていないということか。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

地権者の方には全員に話をしている。市できれいに整備してくれればありがたいという意見もいただいております、特に反対はない。

小久井委員：

何年ぐらい先に工事が始まり、整備が完了するのか。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

右岸側については、河川占用に関する調査検討の予算を今年度計上しており、この調査を進めていくことになるが、検討の中で整備が難しいという結論となる可能性もないわけではないので、現時点で明確に整備完了の時期を示すことは難しい。左岸側については、調査検討等の関連予算も計上できていない状況であり、まだまだ先の話になる。

石井委員：

河川内民有地について借地で整備するのか、市が買い取るのかによって、整備に要する事業費も随分変わってくると思うが、このあたりの考えをもう少しはっきりしたほうが良いのではないかと。説明の中では、地権者からの反対はあまりなかったようであるが、いざ整備する段階になって、例えばグランドゴルフ場の真ん中に民有地があり、その部分の調整がつかずに整備ができないという事態が起こらないとも言えないと思うが、このあたりについてはどのように考えるか。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

借地にするか買収するかについては両方の可能性が考えられる。地権者の方との話の中では、買収ということになっても構わないという声をいただいている。特に右岸側については、自分の土地で耕作をしている地権者は1名しかおらず、残りの9名の地権者については、いわば自分の土地で勝手に耕作されているというような状況であるため、市が買収して整備してもらって構わないという意見である。民有地は、国道248号線が通っている板屋町277番地より西側に多く存在している。

松本（幸）委員：

右岸側を乙川河川緑地と一体で整備することは好ましいことであると思うが、整備するにあたり一体性の担保についてどのように考えているか。特に歩行者の動線についてはどのように考えているか。また、左岸側において今回都市計画決定を解除しようとする部分があるが、いままで規制をかけられていたことなどに対する地権者の意見はどのようなものがあつたか。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

歩行者動線を特に乙川河川緑地側に向けることについて、計画図の中では乙川河川緑地への園路を描いていないが、名鉄の線路橋のすぐ東側の部分についても何らかの形で活用していきたいと考えている。伊賀川と乙川の合流点付近において栈橋（浮橋）を架ける社会実験も行っており、このような試みについても六名緑地右岸と乙川河川緑地または岡崎

公園との一体性の担保に寄与するものと考えている。また、左岸側について、現在の区域は昭和43年の都市計画変更によるものであるが、その後、この区域において地形改変（導水路の敷設）が行われたことにより、この水路で分断された南側の区域を今回解除するものである。解除することについて、地権者の方からは特に反対の声はなかった。

松本（幸）委員：

整備するにあたり、設置する例えば遊具等の安全性についてもきちんと考慮してほしい。

小川会長：

乙川河川緑地との一体性を考えるときに、今回の六名緑地右岸側の整備がイベント時などにおける駐車スペースだけで終わらないような形を考えてほしい。また、歩行者動線の安全性を考慮するとともに、河川緑地への進入路となるスロープの勾配などについても、例えば車椅子やベビーカーの利用に配慮したものとなるよう考えてほしい。

議長が第3号議案に関する質疑の終結を宣言した後、当該議案について採決し、全会一致で可決された。

10 報告第1号「長期未整備都市計画公園 対処方針について」（説明）

議長が報告第1号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局（公園緑地課長）から説明した。

- (1) 資料の確認
- (2) 目的
- (3) 検討の前提について
- (4) 都市公園等の現状について
- (5) 公園緑地の配置方針について
- (6) 長期未整備都市計画公園の現状について
- (7) 今後のスケジュールについて

11 報告第1号「長期未整備都市計画公園 対処方針について」（質疑）

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

加藤委員：

長期未整備都市計画公園23箇所を今後、継続して整備するのか、廃止にするのかを決定していくということによいか。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

そのとおりであり、都市計画決定後20年以上経過し未整備区域を含む都市計画公園を機械的に抽出すると23箇所出てくる。その23箇所に対して、予定通り整備するのか、廃止するのか、あるいは一部廃止にするのかという方針を今後決定していきたい。資料「6. 今後のスケジュール」に記載しているとおり、今年度実施する今回を含め3回の都市計画審議会にて全体の方針を決定し、本当に廃止するのかどうか等の個別具体的対応については、

地元協議をしながら来年度以降、実施する予定である。

加藤委員：

資料「②社会情勢等の変化」の中で、都市計画公園の維持管理費が20年間で15%減少するとなっているが、その減少要因は何か。草刈等の回数が減っているのか。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

1haあたりの維持管理費が15%の削減なので、公園数が増えたことにより全体の維持管理費は増加しているが、1haあたりの維持管理費は減少しているということである。様々な維持管理があるので草刈だけとは言えないが、haあたりの維持管理費減少に対して工夫しながら対応している。

小木曾委員：

長期未整備都市計画公園数は23箇所全体10%にあたるがあるが、面積だとどのくらいになるのか、わかれば教えていただきたい。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

面積については数値を持ち合わせていないため、すぐにお答えすることはできないが、長期未整備都市計画公園に関しては、面積の大きいところがある。たとえば、岡崎中央総合公園に関しては約90haが未整備であり、稲熊緑地に関しては全域（約30.9ha）、藤川緑地に関しては全域（約83.8ha）未整備であるので、これだけ見ても、面積割合にするとかなりの大きさになると思われる。

畔柳委員：

人口減少に伴い、一人当たりの公園面積は勝手に増えていくのではないかと。未整備都市計画公園であることに対して、苦情はあるのか。

地元の戸崎公園に関して一部未整備となっているが、どこが未整備なのか。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

岡崎市の人口推移をみると、ある程度までは増加していきその後減少しているが、いずれにしても、目標値10㎡/人は確保できると予測している。苦情に関しては、都市計画決定された区域に家を建てる場合は申請が必要となるため、申請時に将来的に公園になる予定をしている旨と伝えると、そのことを知らないことはあるが、長期未整備であることに関して苦情はない。町内会からの要望に関して、長期未整備都市計画公園に関して私が把握している5、6年間くらいは苦情を聞いたことがない。

戸崎公園に関しては、公園の東側が未整備になっているが、その地権者の了承が得られず、都市計画決定後20年以上経過し未整備になっているため、リストに入っている。

畔柳委員：

都市計画決定をしているということは、行政として公園整備をしていかないといけないということではないか。また緑化に関して、民地の緑化があるが、民地に関しては個人の意

思等もあり行政的には難しいところではあると思うが、民地の緑化に対してどのような考え方をしているのか。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

都市計画決定をしているので、基本的には整備しなければならない。しかしながら、区画整理事業や民間事業等により近くに公園が出来る可能性もある。その場合はさらに必要なかどうかという議論となってくる。緑化については、一人当たりの公園の整備目標値（10 m²/人）を超えて一定の水準は保っているが、市街化区域の緑が足りないということに関しては、量から質という考え方もしている。市街地緑化補助金交付制度の基準緩和を行い、多くの市民に補助金を活用していただくことによる緑化等、ソフト面の工夫を行っている。「緑の基本計画」に則り、量よりも質を追いかけていき長期未整備の議論を進めていきたい。

鈴木委員：

「緑の基本計画」119 ページにもあるとおり、市街化区域における都市計画公園等に歩いて行ける地域の割合について現状 69%から目標 70%と 1%しか増えないようだが、この年次目標は低いのではないか。目標を引き上げたうえでの都市計画公園の対処方針を考えた方がよいのではないか。また、歴史や文化的なものは残していった欲しい。

今回、市街化調整区域にも長期未整備都市計画公園があるが、畑や田んぼがあるところは緑が多いため、公園は不要という考え方があがるが、畑や田んぼでは遊べないので、そこに若い人たちが暮らす住宅が出来れば公園が必要となってくると思われる。市街化調整区域における公園整備についても考えていただきたい。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

岡崎市が絶対に必要とする公園は引き続き整備していく等メリハリを持って行っていきたいと思うが、目標値が 1%増であることに関しては、近年の予算状況等を考慮すると、この程度の目標値が妥当だと思われる。

市街化調整区域の公園整備に関しては、「緑の基本計画」では、方針が見当たらないためそのような要望をいただいたと思うが、市街化調整区域における未整備都市計画公園において、街区公園等の身近な公園は都市計画決定されていない。今後市街化調整区域の長期未整備都市計画公園については、土地利用の状況等を考慮しながら、個別対応をしていく。今回いただいたご意見を参考にしながらガイドラインを作成していきたい。

石井委員：

長期未整備都市計画公園の理由において、用地取得が難しいのは理解できるが、用地取得していて整備していないところはあるのか。

要望にはなるが、資料において「都決面積」の記載はあるが、一部未開設の面積の記載がないため一部未開設面積の記載をお願いしたい。また、公園によって主な未整備理由があると思うが、この資料では分からないため、個別具体的にどの公園が主にどのような理由で未整備なのか分かるようにしていただきたい。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

用地取得をしているが公園の整備をしていないところはある。個別に公園のカルテにまとめながら議論を進めていきたい。長期未整備理由においては、公園によって様々な要因が該当している場合もあるため一概には言い難いが、それぞれの公園の状況を示しながら各公園の対処について議論を進めていく予定である。

齋尾委員：

この審議会では何をしたら良いのか。廃止決定したりする基準等のガイドラインを作るのが目的でよいのか。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

公園を廃止するかどうか等については、来年度以降都市計画審議会にて諮問させていただくが、今年度に関しては方針を決めさせていただきたい。都市計画審議会を経て都市計画決定をしているので、審議会を通して作り込みをしていく必要があると思い、報告をさせていただいている。

齋尾委員：

流れは分かるが、肝心のガイドラインのイメージができない。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

フローチャートを作り上げて、そのフローチャートに公園を当てはめていくのか、あるいは個別の公園ごとに対応をしていくのか、我々も取り組み始めたばかりでこれから作り込んでいくため伝えるのが難しいが、少なくとも、この公園はどういう方針で議論を進めたいのかということは提示させていただきたい。

齋尾委員：

次回以降にフローチャート等が出てきて、どのように決定していくかといこうとが提示されるということでよいのか

事務局（公園緑地課計画係係長）：

次回 10 月の都市計画審議会にてフローが出せるよう努力する。

宇野委員：

未開設であるから良くないとも言えないと思われる。たとえば、自然な植生があればその植生を残していくということも意義があるし、逆に、木もなければボール遊びもできないただの広い楽しくない公園であれば、森に戻した方が良い場合もあるだろうし、未開設であるから木を切って何かをしなければならぬというわけではないと思われる。現状の持っている良さ・可能性を含めて考慮していただければ、無駄に費用もかからないと思われる。危なくないようにして子供たちが遊べるようにしてあげるなど、全体が自然と共生できるような感じで実施しても良いのではないか。そういう意味では、街区公園や近隣公園だったものを緑地に近づけていくというアイデアも含めて考えていただきたい。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

ご指摘の通りであり、機能にも着目して議論していきたい。山林自体にも価値があるので、あえて整備する必要性もない場合もあると思われる。たとえば、保安林や風致の区域等の法的に規制のある所に関しては整備が不要である等を考慮しながら実施していきたい。

松本（幸）委員：

資料「4.公園緑地の配置方針」において、「市街化区域内の空白地（250m圏外）において居住誘導区域を優先的に選定する等の効果的な整備が求められる」とあるが、どういう意味か。公園の空白地に居住誘導を設定するという意味か。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

将来的に市街化区域内の公園に歩いて行ける区域を100%整備したいと思っはいるが、公園の空白地を整備するにあたり予算の関係もあるので、居住誘導区域の空白地を優先的に整備していく等、空白地の整備において優先順位をつけて効率的に行っていくという趣旨である。

松本（幸）委員：

そういう意味であれば理解できるが、この文章では理解し難い。

小川会長：

次回の都市計画審議会では中間報告となるが、今回多くのご質問ご意見をいただいたので、ガイドラインや素案の作成に参考にさせていただきたい。

議長が報告第1号に関する質疑の終結を宣言した後、当該案件における会議意見の反映の検討について意見を付し、議事を終了した。

12 報告第2号「立地適正化計画の検討状況について」（説明）

議長が報告第1号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局（新井都市計画課長）から説明した。

- (1) 資料の確認
- (2) 立地適正化計画について（概要）
- (3) 都市計画マスタープランについて（概要）
- (4) 立地適正化計画及び都市計画マスタープランの部分改定に向けた今年度の主な取組について
- (5) 第6回市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の見直しについて（概要）
- (6) 区域区分見直しのスケジュールについて

13 報告第2号「立地適正化計画の検討状況について」（質疑）

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

鈴木委員：

資料の「(2) 今年度の主な取組」における市民アンケートについて、アンケート対象者及び地域はどこか。全市的に実施するのか、居住誘導区域内のみか。また、都市機能誘導区域や居住誘導区域等は説明をされても一般の方にはなかなか理解し難いと思うが、どのように説明をしてアンケートを実施する予定か。平成 29 年末にアンケートをとり居住誘導区域を設定していくのは早いのではないか。

区域区分の見直しについて、今回の見直しは産業立地誘導区域の一部を増進させることが目的のように思われるが、市街化区域内の土地利用で実態とかけ離れた用途地域の指定がたくさんある。現状と用途が大きく異なるところの見直しは 30 年度に行う見直しには含まれているのか。

事務局（鈴木都市計画課計画係係長）：

市民アンケートの対象については、市街化区域を対象に有権者である 18 歳以上、3 千人を対象に行う。アンケートにおける専門的な文言に関しては丁寧に説明するよう努めたい。今年度アンケートをとり素案を作成した後、市民を対象とした説明会等を行い、適宜市民の意見を伺いながら、30 年度末までに立地適正化計画の作成（改定）を行う予定である。

区域区分の見直しと併せ、用途地域について実態とかけ離れた現状に対する見直しの実施については、過去の総見直しでは愛知県決定であったこともあり用途地域も含めた一斉見直しを実施されたようだが、近年は区域区分の見直しに併せて用途地域の見直しをするという情報は伺っていない。しかしながら、状況に応じて適宜用途地域の見直しを検討していきたい。

鈴木委員：

アンケートに関して、簡単にわかりやすく説明をするとおっしゃっているが、やはりなかなか難しいので時間をかけて丁寧に実施する必要があるが、30 年度末に決めるのは時期尚早だと思われるが、この 30 年度末のスケジュールを見直しすることはできないのか。

要望になるが、用途地域の見直しについては岡崎市として大規模に実施していただきたい。

事務局（都市計画課計画係係長）：

アンケートについては、他自治体で実施したものも参考するなどして行っていきたい。また、スケジュールについては変更せずに 30 年度末で改定を行っていく予定である。

小川会長：

立地適正化計画に関しては、様々なご意見があるが、ぜひ報告を含めてたくさんのご意見をいただきたい。今回の報告に合わせて、相互に関係している愛知県の区域区分の見直しや都市計画マスタープランの一部改定という新しい手順も入ってくるので、スケジュール的に厳しく作業は大変であると思われるが、ただ手順通り行うのではなく、岡崎市の長い将来を見据えて行っていただきたい。

議長が報告第2号に関する質疑の終結を宣言した後、当該案件における会議意見の反映の検討について意見を付し、議事を終了した。

14 その他

事務局から次回の第3回都市計画審議会の開催日時が平成29年10月16日(月)午後1時30分の予定であること及び審議会日程の追加として平成29年12月18日(月)に開催予定であることを説明した。

会長が全ての議事日程の終了を告げ、第2回都市計画審議会を閉会した。

平成 年 月 日

都市計画審議会会長

議事録署名者

議事録署名者
